

福岡県公報

平成22年2月5日
第3070号

目次

告示(第227号-第258号)

土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	5
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	5
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	6
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	7
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	8
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知			

	(森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	11
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	11
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	11
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	12
土地改良事業の認可	(農村整備課)	12
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	12
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	13

公 告

都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課)13

外国語助手 (ALT) 業務の委託に係る提案の募集 (教育庁高校教育課)14

人事委員会

福岡県 (警察官 A (男性) ・警察官 A (女性) ・警察官 A (武道指導) ・警察官 B (男性) ・警察官 B (女性)) 採用試験の施行 (人事委員会事務局任用課)15

監査委員

監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課)19

告 示

福岡県告示第227号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成22年1月26日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
田川郡赤池町上野土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	平成22年2月5日から平成22年3月8日まで	福智町役場

福岡県告示第228号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日
平成22年1月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人宗像ふれ愛倶楽部
- (2) 代表者の氏名
大沼 隆
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県宗像市江口1023番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、結婚は男女の相互理解と相互協力による男女共同参画事業であるとの認識のもと、結婚を望む男女に対して、その男女の健全な出会いの場を提供、結婚に関する情報を提供及び結婚に関する支援活動等の事業を行うことにより、国策の最重要課題である少子化対策に貢献し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第229号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日
平成22年1月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人市民福祉オンブズマン九州
- (2) 代表者の氏名
河津 三男

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉南区守恒本町二丁目2番11号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、福祉領域の施設・居宅・病院などでの利用者の人権を守り、福祉を向上させるために必要な活動を行い、地域社会における福祉の充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第230号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル遠賀店
(2) 所在地 福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎字上ノ越1606番2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 交通事故防止のための横断歩道・停止線・カーブミラー・ガードレールなどの必要な交通安全施設の設置をお願いしたい。なお、カーブミラー・ガードレールを設置する場合は遠賀町建設課と事前に協議しなければならない。

イ 国道3号側道と町道山手線の交差点については、交通安全上信号機の設置が望ましいことから、公安委員会に対して信号機設置を継続して働きかけるとともに、信号機が設置されるまでの間、代替措置として既存のカーブミラーの拡大をお願いしたい。

ウ 北側出入口付近は、交通事故防止のためのカーブミラー・看板・路面表示・照明付の駐車場案内表示板の設置をお願いしたい。

エ 北側出入口、国道3号側道と接する町道山手線は通学路に指定されており、登下校時の児童・生徒の安全対策のため店舗内告知板により周辺道路の通学路を記載し、安全運転対応の徹底をお願いしたい。

オ 敷地内北側出入口通路は傾斜が大きいため、凍結防止や滑り止め等の対策をお願いしたい。

カ 町道山手線側の出入口が22時から6時まで閉鎖となっているが、山手線側出入口へ間違っ進入する車両が発生する可能性があり、周辺での騒音発生や住民の危険回避など、十分な対策をお願いしたい。

キ 進入経路としては、夜間を中心に国道3号側道を利用することになるとみられるが、起伏が大きく、見通しが悪いため、近隣住民への注意喚起の意味を含め、サインの設置を適切に行うなどの十分な対策をお願いしたい。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

「警備員の巡回等」については昼間のみとする理由がわからない。また、「周辺地域での防犯や青少年の非行防止のための対策」については、貴社従業員による定期巡回に加え、警備員による警備を行うことで青少年の溜まり場等にならないようにし、周辺地域での防犯や青少年の非行防止のための対策をお願いしたい。

(5) 騒音の発生に係る事項

ア 造成工事、店舗の建設・営業にあたり、交通安全措置を施し、土砂の流出などの防災措置並びに騒音、振動などその他の公害が発生しないよう万全の措置をお願いしたい。

イ 事業所を含め数戸が店舗の建屋に隣接しており、日照不足、騒音並びにプライバシーの侵害が懸念されるため、十分な配慮及び対策をお願いしたい。

ウ 別紙1「指針確認票」P5及びP6の等価騒音レベルの集計結果の数値の出所がわからない。

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

照明等の光に関する苦情が出ないよう周辺住民への配慮をお願いしたい。

(8) その他

ア 届出では24時間営業となっているが、周辺への生活環境が悪化する事態に至らないよう十分に対応するとともに、営業時間の短縮についても引き続き検討していただきたい。

イ 事前予測以上の結果、想定外の問題及び近隣住民の生活に支障が生じる事態が発生した場合は、真摯に協議に応じ責任ある対応をお願いしたい。

福岡県告示第231号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル遠賀店
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎字上ノ越1606番2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第232号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ザ・モール春日
- (2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第233号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 特約業者の氏名又は名称

中野石油株式会社

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県朝倉市宮野2055-10

3 特約業者の指定取消年月日

平成21年11月30日

福岡県告示第234号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉麻市上臼井字船田327番1、327番4及び333番1から333番3まで並びに441番4

の一部及び441番5の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

福岡県告示第235号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市一円	平成21年12月28日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第236号

隈上土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
佐々木 正 徳	うきは市浮羽町東隈上570番地5
飯 田 未 雄	" " 西隈上621番地1
佐々木 正 人	" " 東隈上289番地5

御 所 利 春	" " 古川199番地1
出利葉 光 次	" " 西隈上365番地
栗 田 幸 一	" " " 128番地1
佐々木 恵	" " " 608番地1

2 退任監事

氏 名	住 所
岩 佐 實 夫	うきは市浮羽町東隈上38番地5
佐々木 二 雄	" " " 177番地1
石 井 矢男樹	" " 古川163番地

3 就任理事

氏 名	住 所
佐々木 正 徳	うきは市浮羽町東隈上570番地5
佐々木 恵	" " 西隈上608番地1
高 橋 敏 則	" " 古川167番地2
西 功	" " " 206番地3
平 尾 義 孝	" " 西隈上354番地
竹 下 春 義	" " 東隈上267番地1
江 藤 敬 規	" " " 462番地5
物 部 義 則	" " 西隈上190番地1

4 就任監事

氏 名	住 所
星 野 芳 巳	うきは市浮羽町西隈上662番地
高 木 繁 則	" " " 352番地2

福岡県告示第237号

大川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住 所
龍 喜 三	大川市大字新田473番地 1
山 口 九洲男	" " 193番地 1
山 口 庄 三	" " 172番地 3
佐 野 孝 良	" 大字一木1260番地 1
江 崎 芳 幸	" 大字紅粉屋195番地
龍 幸 男	" 大字新田486番地 2
龍 勝 義	" " 511番地 2
龍 勝 義	" " 1333番地 1
古 賀 堯	" " 842番地
高 田 敏 幸	柳川市間320番地

2 退任監事

氏名	住 所
山 口 藤 良	大川市大字新田581番地 6
龍 重 治	" " 311番地
高 田 算	柳川市間359番地 1

3 就任理事

氏名	住 所
佐 野 孝 良	大川市大字一木1260番地 1
古 賀 堯	" 大字新田842番地
龍 勝 義	" " 1333番地 1
山 口 光 政	" " 170番地 3
龍 忠 生	" 大字一木838番地 3
龍 喜 三	" 大字新田473番地 1

龍 高 喜	" " 285番地
竜 政 則	" " 409番地 1
江 崎 芳 幸	" 大字紅粉屋195番地
高 田 敏 幸	柳川市間320番地

4 就任監事

氏名	住 所
山 口 藤 良	大川市大字新田581番地 6
龍 一 彌	" " 204番地 1
河 村 達 男	柳川市間250番地 2

福岡県告示第238号

道手東土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住 所
兒 島 孝 司	田川市大字伊加利248番地 2
高 瀬 八 郎	" " 239番地
柴 田 章 二	" " 555番地
小 林 豊 康	" " 481番地 3
柴 田 一 明	" " 548番地
原 田 俊 彦	田川郡福智町金田1134番地 4

2 退任監事

氏名	住 所
長谷村 辰 幸	田川市大字伊加利96番地
岡 村 隆 幸	" " 305番地

丹 村 徳治郎	" "	266番地
---------	-----	-------

3 就任理事

氏 名	住 所
兒 島 孝 司	田川市大字伊加利248番地 2
高 瀬 八 郎	" " 239番地
柴 田 章 二	" " 555番地
小 林 豊 康	" " 481番地 3
柴 田 一 明	" " 548番地
原 田 俊 彦	田川郡福智町金田1134番地 4

4 就任監事

氏 名	住 所
長谷村 辰 幸	田川市大字伊加利96番地
岡 村 隆 幸	" " 305番地
長 静 雄	" " 230番地 1

福岡県告示第239号

大川紅粉屋土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
梅 崎 一 男	大川市大字紅粉屋438番地 1
江 崎 芳 幸	" " 195番地
井 口 一 男	" " 255番地 1
乘 富 日登士	柳川市間1629番地 1
梅 崎 隆 義	大川市大字紅粉屋439番地

佐 野 孝 良	" 大字一木1260番地 1
山 口 光 政	" 大字新田170番地 3
古 賀 豊 治	" " 768番地 1
龍 勉	" 大字紅粉屋350番地 3
龍 幹	" 大字新田1368番地
井 口 林	" 大字紅粉屋307番地 1
内 村 典 生	" " 396番地 4
今 村 幸 男	" " 228番地
今 村 則 之	" " 259番地 1 の 2
梅 崎 正 男	" " 414番地 6
梅 崎 定 夫	柳川市間1924番地
梅 崎 和 弘	" 七ツ家487番地
田 中 隆 喜	" 間1579番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
井 口 正 司	大川市大字紅粉屋120番地 2
井 口 隆 生	" " 329番地 1
井 口 勝 豊	" " 441番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
佐 野 孝 良	大川市大字一木1260番地 1
龍 勉	" 大字紅粉屋350番地 3
龍 立 也	" 大字新田1367番地 2
龍 正 勝	" " 818番地
山 口 光 政	" " 170番地 3
井 口 好 秋	" 大字紅粉屋306番地 1
井 口 勉	" " 296番地

井口幸吉	" "	303番地1
今村則之	" "	259番地1の2
井口昭信	" "	148番地
井口志登巳	" "	250番地2
梅崎一男	" "	438番地1
梅崎正男	" "	414番地6
井口昭徳	" "	455番地2
乗富日登士	柳川市間1629番地1	
本木啓司	" "	1618番地1
梅崎定夫	" "	1924番地
梅崎和弘	" "	七ツ家487番地

4 就任監事

氏名	住所
井口隆生	大川市大字紅粉屋329番地1
井口尊徳	" " 279番地
梅崎清人	" " 597番地

福岡県告示第240号

船迫土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
内藤浩明	築上郡築上町大字船迫640番地1

福岡県告示第241号

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
檜原利則	久留米市中央町13番地22 ネオハイツ久留米801号

福岡県告示第242号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年7月23日農林水産省告示第1165号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第243号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年5月21日農林水産省告示第684号（1及び3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第244号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年6月7日農林水産省告示第780号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに北九州市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第245号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年6月25日農林水産省告示第892号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに朝倉市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第246号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年2月17日農林水産省告示第252号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び東峰村役場

に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第247号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年8月11日農林水産省告示第1226号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第248号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成8年4月8日農林水産省告示第460号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第249号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年4月8日農林水産省告示第484号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第250号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年6月11日農林水産省告示第889号（2及び3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第251号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年6月11日農林水産省告示第890号（4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第252号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年6月11日農林水産省告示第893号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに八女市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第253号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年7月3日農林水産省告示第1040号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第254号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年8月9日農林水産省告示第1301号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第255号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年8月17日農林水産省告示第1224号（2及び4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所

に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	事業名	認可年月日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (川付地区)	平成22年1月13日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (東地区)	平成22年1月13日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (波多江地区)	平成22年1月13日
前原市土地改良区	農業用ため池整備事業 (芋の浦地区)	平成22年1月13日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (多久地区)	平成22年1月13日

福岡県告示第257号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年1月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 南陵塾

(2) 代表者の氏名

梶原 實

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡鞍手町大字新北993番地1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、少年から高齢者に対して、社会体験活動やスポーツ活動、伝統文化活動に関する事業を行い、子育て支援や青少年健全育成、健康促進、地域発展、スポーツ及び伝統文化活動の振興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第258号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年1月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人九州通訳・ガイド協会

(2) 代表者の氏名

町 孝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目12番23号JR九州1号ビル3F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、会員と地域の住民に対し、様々な研修や通訳案内士の育成活動を行い、通訳案内士、通訳、翻訳者、語学講師等の資質向上及び関係機関との情報交換、連絡調整等を促進し、円滑な国際交流及び国際親善に寄与することを目的とする。

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

須恵都市計画道路3・3・1号粕屋宇美線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年2月26日（金）午後7時から9時まで

(2) 場所

アザレアホール須恵3階大会議室（粕屋郡須恵町大字上須恵1180-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・3・1号粕屋宇美線	起点 須恵町大字植木字大間 終点 須恵町大字新原字宮ノ上 主な経過地 須恵町大字須恵、上須恵	約5,000メートル

(2) 閲覧

同案については、平成22年2月5日から同月19日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び須恵町まちづくり課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年2月19日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申

出書に記載した内容により意見を述べるができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

次のとおり外国語指導助手（ALT）業務の委託に係る提案を募集します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部高校教育課に備え置きます。

平成22年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 提案の内容

福岡県の県立高等学校及び県立中等教育学校における外国語指導助手業務の委託に係る提案

（詳細は、プロポーザル実施要領、選定要領によるほか、説明会を開催する。）

2 参加資格

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

(2) 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。

(3) 過去3年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と、外国人講師による講演又は授業をすることを目的とした契約を締結した実績があること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局

福岡県教育庁教育振興部高校教育課

福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3903

(2) 参加申込

ア 申込書

(1)の部局で受領するか、福岡県ホームページからダウンロードすること。

イ 提出期限

平成22年2月15日（月）午後5時00分

ウ 提出場所

(1)の部局とする。

(3) 説明会の開催

ア 日時

平成22年2月17日（水）午前10時00分から午前12時00分まで

イ 場所

福岡県吉塚合同庁舎特3会議室（7階）

福岡市博多区吉塚本町13番50号

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成22年3月11日（木）午後3時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 提案書等の審査

提案書の内容についてヒアリングを実施し、「外国語指導助手業務委託業者選定委員会」で審査する。

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（女性））採用試験を別表のとおり施行する。

平成22年2月5日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

平成22年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格等	試験日	試験種目	試験地	合格発表		受付期間	申込用紙等の 配布場所	試験の 申込先	試験の特例等	その他		
						発表日	発表の方法							
第	警察官 A (男性)	昭和55年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業生又は大学を平成23年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月9日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬	福岡県警察本部に掲示する。 合格者には書面で通知する。	平成22年4月1日から平成22年4月20日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第146回警察官 A (男性)及び第148回警察官 B (男性)に限り、第1志望又は第2志望として次の都府県を選択することを認める。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	これらの試験の問い合わせは、福岡県警察本部警務課に行うこと。 各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
			第2次	5月下旬	体力検査									
			第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査									
146	警察官 A (女性)	昭和55年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業生又は大学を平成23年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月9日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬		平成22年4月1日から平成22年4月20日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例② 警察官 A (男性)及び警察官 B (男性)に限り、熊本県において、同県と共同で県外試験を行うものとし、第3志望までの範囲で福岡県を選択することができることとする。なお、第1次試験については、同県の警察官採用試験の実施時期及び方法による。	
			第2次	5月下旬	体力検査									
			第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査									
回	警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①昭和55年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業生又は大学を平成23年3月までに卒業見込みの者 ②柔道又は剣道の段位が受験申込の日において3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	5月9日	教養試験 論文試験 実技試験 体力検査	福岡市	第1次	6月中旬		平成22年4月1日から平成22年4月20日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例② 警察官 A (男性)及び警察官 B (男性)に限り、熊本県において、同県と共同で県外試験を行うものとし、第3志望までの範囲で福岡県を選択することができることとする。なお、第1次試験については、同県の警察官採用試験の実施時期及び方法による。	
			第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査									

第 147 回	警察官A (男性)	昭和55年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業生又は大学を平成23年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月19日	教養試験 論文試験	福岡市 北九州市 直方市 久留米市	第1次	10月下旬
				10月上旬	体力検査	福岡市		
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
第 148 回	警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①昭和55年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業生又は大学を平成23年3月までに卒業見込みの者 ②柔道又は剣道の段位が受験申込の日において3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	9月19日	教養試験 論文試験 実技試験 体力検査	福岡市	第1次	10月下旬
				11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
第 148 回	警察官B (男性)	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学の卒業生又は大学を平成23年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月19日	教養試験 作文試験	福岡市 北九州市 直方市 久留米市	第1次	10月下旬
				10月上旬	体力検査	福岡市		
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
第 148 回	警察官B (女性)	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学の卒業生又は大学を平成23年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月19日	教養試験 作文試験	福岡市 北九州市 直方市 久留米市	第1次	10月下旬
				10月上旬	体力検査	福岡市		
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬

平成22年8月2日から平成22年8月23日まで								
なお、郵送による申込みは、平成22年8月23日までの消印のあるものに限る。								
平成22年8月2日から平成22年8月23日まで								
なお、郵送による申込みは、平成22年8月23日までの消印のあるものに限る。								

- (注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。
 (注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)及び防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。
 (注3) 「体力検査」は、警察官A(武道指導)を除き、教養試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。
 (注4) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。
 (注5) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会(九州、関東など)	個人・4位以内		高校剣道大会(九州、関東など)	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会(九州、関東など)	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		世界選手権大会	個人・出場
	国際大会(全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会)	個人・出場		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選抜体重別選手権	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	講道館杯柔道大会	個人・出場		西(東)日本学生剣道大会	団体・16位以内
	全日本柔道団体選手権大会	団体・出場		学生剣道優勝大会(九州、関東など)	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会(九州、関東など)	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権	個人・8位以内			
		団体・16位以内			
	柔道選手権大会(九州、関東など)	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会(九州、関東など)	団体・4位以内			
	学生柔道体重別選手権大会(九州、関東など)	個人・4位以内			
団体・4位以内					

監査委員

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部出先機関の職員研修所等15か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年2月5日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	日野喜美男

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部の出先機関15機関
 (2) 監査対象期間：平成20年8月1日～平成21年7月31日（12か月間）
 (3) 監査実施期間：平成21年10月7日～平成21年10月30日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
職員研修所	平成21年10月20日
東京事務所	平成21年10月29日～平成21年10月30日
博多県税事務所	平成21年10月21日～平成21年10月23日
東福岡県税事務所	平成21年10月14日～平成21年10月16日
西福岡県税事務所	平成21年10月7日～平成21年10月9日
筑紫県税事務所	平成21年10月27日～平成21年10月28日
北九州東県税事務所	平成21年10月14日～平成21年10月16日
北九州西県税事務所	平成21年10月21日～平成21年10月23日
田川県税事務所	平成21年10月20日
飯塚・直方県税事務所	平成21年10月29日～平成21年10月30日
久留米県税事務所	平成21年10月7日～平成21年10月9日
大牟田県税事務所	平成21年10月28日
筑後県税事務所	平成21年10月20日
行橋県税事務所	平成21年10月27日
消防学校	平成21年10月20日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、県税の不納欠損の処理状況については、重点事項として調査を行った。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
 使用料、手数料、財産貸付収入、雑入等の調定及び収入事務
- (2) 支出
 賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
 通勤手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
 長期継続契約の状況

- (5) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理の状況
- (6) 物品
 - 取得、管理の状況
- (7) 債権
 - 債権管理の状況
- (8) 県税
 - 個人県民税、個人事業税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税等の賦課徴収事務

第2 監査の結果

- 1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。
- 2 重点事項の調査結果
 - (1) 調査対象機関
県税事務所12機関
 - (2) 調査の内容
平成20年度における不納欠損の事務処理が適切であるかどうかについて、関係書類をもとに抽出調査を行った。
 - (3) 調査の結果
不納欠損処理については、調査した範囲において、適切に執行されていると認められた。